

国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部規則

平成30年7月1日
規則第74号

国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部規則（平成24年規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第21条の14第3項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部（以下「推進本部」という。）に関し、必要な事項を定める。

（業務）

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 若手、外国人及び女性研究者の育成に関すること。
- (2) ジェンダー協働推進に関すること。
- (3) 障害者の雇用推進に関すること。
- (4) 高年齢者の雇用推進に関すること。
- (5) その他ダイバーシティの推進に関すること。

（組織）

第3条 推進本部に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) その他必要な職員

2 本部長は学長とし、副本部長は学長が指名する理事、副学長又は学長特別補佐をもって充てる。

（職務）

第4条 本部長は、推進本部の業務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長の職務を補佐する。
- 3 その他必要な職員は、推進本部の業務に従事する。

（本部会議）

第5条 推進本部に、第2条に掲げる業務に関する事項について審議するため、第3条第1項に定める職員を構成員とする、愛媛大学ダイバーシティ推進本部会議を置く。

（推進協議会）

第6条 推進本部に、第2条に掲げる業務に関する重要事項の審議及び部局間の情報共有を図るため、愛媛大学ダイバーシティ推進本部ダイバーシティ推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

- 2 推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（ジェンダー協働推進センター）

第7条 推進本部に、第2条第1号及び第2号に規定する業務を行うため、ジェンダー協働推進センターを置く。

- 2 ジェンダー協働推進センターに関し必要な事項は、別に定める。

（障害者雇用推進室）

第8条 推進本部に、第2条第3号に規定する業務を行うため、障害者雇用推進室を置く。

- 2 障害者雇用推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(高年齢者雇用推進室)

第9条 推進本部に、第2条第4号に規定する業務を行うため、高年齢者雇用推進室を置く。

2 高年齢者雇用推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 推進本部の運営に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年11月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。